

「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」 新旧対照表 （下線は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 （略）</p> <p>第2 野生鳥獣の狩猟時における取扱</p> <p>1 （略）</p> <p>2 狩猟しようとする又は狩猟した野生鳥獣に関する異常の確認</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 狩猟者は狩猟する地域の家畜伝染病の発生状況について、積極的に情報の収集に努め、狩猟しようとする地域において野生鳥獣に家畜伝染病のまん延が確認された場合は、当該地域で狩猟した個体を食用に供してはならない。<u>ただし、農林水産省が策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きについて」(令和3年4月1日付け2消安第6357号・2農振第3720号農林水産省消費・安全局長・農村振興局長通知)に従い、捕獲から出荷まで適切な措置が講じられたものは、その限りでない。</u></p> <p>（3）・（4） （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第3～第6 （略）</p>	<p>第1 （略）</p> <p>第2 野生鳥獣の狩猟時における取扱</p> <p>1 （略）</p> <p>2 狩猟しようとする又は狩猟した野生鳥獣に関する異常の確認</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 狩猟者は狩猟する地域の家畜伝染病の発生状況について、積極的に情報の収集に努め、狩猟しようとする地域において野生鳥獣に家畜伝染病のまん延が確認された場合は、当該地域で狩猟した個体を食用に供してはならない。</p> <p>（3）・（4） （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第3～第6 （略）</p>